

## 第9章 下請法に関する業務

### 第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買ったとき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第7条）。

### 第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5-1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5-2表参照）。

#### 1 書面調査

公正取引委員会は、平成30年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者6万名（製造委託等（注1）3万9175名、役務委託等（注2）2万825名）及びその下請事業者30万名（製造委託等21万1741名、役務委託等8万8259名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	書面調査発送件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
30		60,000	300,000
	製造委託等	39,175	211,741
	役務委託等	20,825	88,259
29		60,000	300,000
	製造委託等	38,680	208,513
	役務委託等	21,320	91,487
28		39,150	214,500
	製造委託等	25,696	151,912
	役務委託等	13,454	62,588
27		39,101	214,000
	製造委託等	26,559	151,499
	役務委託等	12,542	62,501
26		38,982	213,690
	製造委託等	25,935	152,504
	役務委託等	13,047	61,186

## 2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

### (1) 新規着手件数

平成30年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は7,898件である。このうち、書面調査により職権探知したものは7,757件、下請事業者等からの申告によるものは141件である（第2表及び附属資料5-2表参照）。

### (2) 処理件数

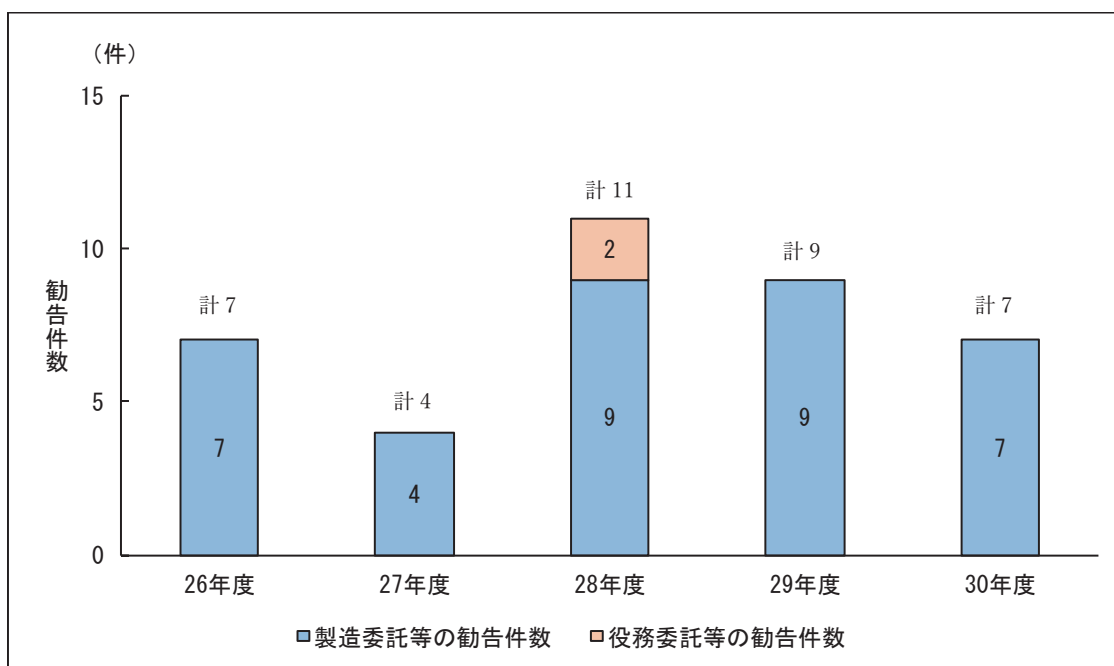
平成30年度においては、公正取引委員会は、8,099件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、7,717件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち7件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、7,710件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第2表、第1図及び附属資料5-2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

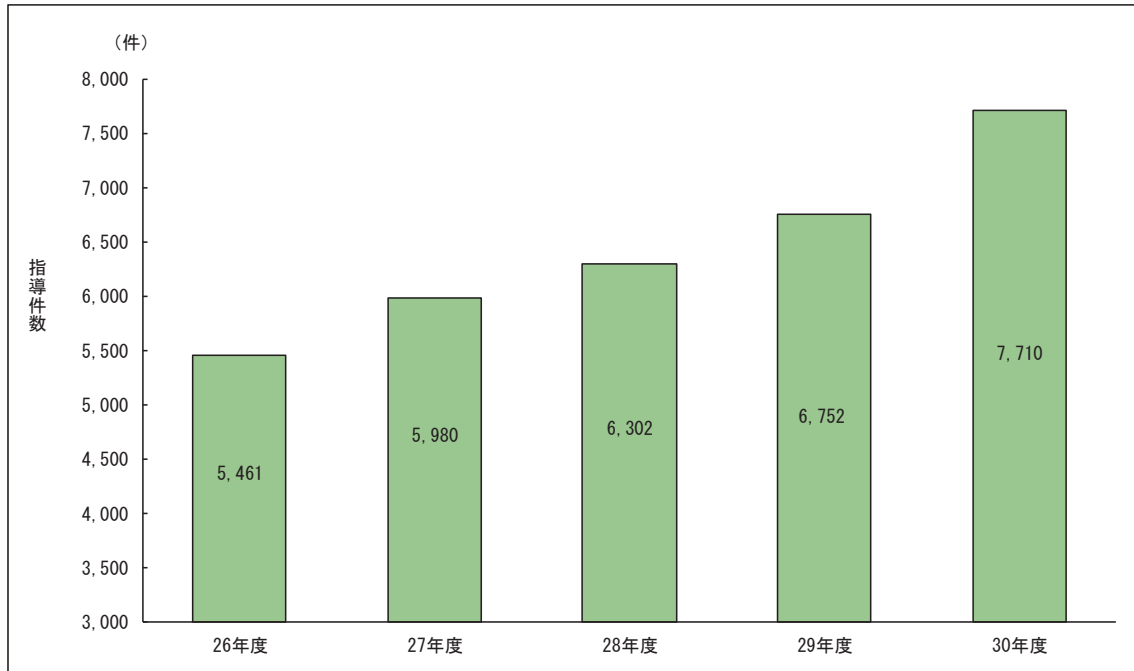
(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
30	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
製造委託等	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
役務委託等	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683

第1図 下請法の事件処理件数の推移



(注1) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。  
 (注2) このほか、勧告に相当するような自発的な申出事案もある (後記 5 参照)。



### 3 違反行為類型別件数

平成30年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は6,742件（違反行為類型別件数の延べ合計の49.7%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第3条違反）が5,964件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第5条違反）が778件である。また、実体規定違反（第4条違反）は、6,819件（違反行為類型別件数の延べ合計の50.3%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が3,371件（実体規定違反件数の合計の49.4%）、買ったたき（同項第5号違反）が1,487件（同21.8%）、下請代金の減額（同項第3号違反）が834件（同12.2%）となっている（第3表及び附属資料5-3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

(単位：件，％)

違反行為類型	年 度	30		29		28				
		製造 委託等	役務 委託等	製造 委託等	役務 委託等	製造 委託等	役務 委託等			
実 体 規 定 違 反	受領拒否 (第4条第1項第1号違反)	46 (0.7)	36 (0.7)	10 (0.5)	23 (0.4)	19 (0.5)	4 (0.2)	34 (0.6)	30 (0.7)	4 (0.2)
	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号違反)	3,371 (49.4)	2,051 (42.2)	1,320 (67.2)	3,129 (54.2)	1,988 (48.2)	1,141 (68.9)	3,375 (58.0)	2,184 (52.3)	1,191 (72.6)
	下請代金の減額 (第4条第1項第3号違反)	834 (12.2)	642 (13.2)	192 (9.8)	611 (10.6)	461 (11.2)	150 (9.1)	489 (8.4)	393 (9.4)	96 (5.9)
	返品 (第4条第1項第4号違反)	19 (0.3)	14 (0.3)	5 (0.3)	20 (0.3)	19 (0.5)	1 (0.1)	15 (0.3)	14 (0.3)	1 (0.1)
	買ったたき (第4条第1項第5号違反)	1,487 (21.8)	1,195 (24.6)	292 (14.9)	1,179 (20.4)	932 (22.6)	247 (14.9)	1,143 (19.7)	901 (21.6)	242 (14.8)
	購入・利用強制 (第4条第1項第6号違反)	90 (1.3)	61 (1.3)	29 (1.5)	94 (1.6)	62 (1.5)	32 (1.9)	78 (1.3)	46 (1.1)	32 (2.0)
	報復措置 (第4条第1項第7号違反)	5 (0.1)	3 (0.1)	2 (0.1)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 (第4条第2項第1号違反)	113 (1.7)	110 (2.3)	3 (0.2)	92 (1.6)	89 (2.2)	3 (0.2)	59 (1.0)	58 (1.4)	1 (0.1)
	割引困難な手形の交付 (第4条第2項第2号違反)	374 (5.5)	356 (7.3)	18 (0.9)	324 (5.6)	311 (7.5)	13 (0.8)	365 (6.3)	347 (8.3)	18 (1.1)
	不当な経済上の利益の提供要請 (第4条第2項第3号違反)	348 (5.1)	291 (6.0)	57 (2.9)	261 (4.5)	212 (5.1)	49 (3.0)	208 (3.6)	168 (4.0)	40 (2.4)
	不当な給付内容の変更・やり直し (第4条第2項第4号違反)	132 (1.9)	96 (2.0)	36 (1.8)	45 (0.8)	29 (0.7)	16 (1.0)	49 (0.8)	34 (0.8)	15 (0.9)
	小 計	6,819 (100)	4,855 (100)	1,964 (100)	5,778 (100)	4,122 (100)	1,656 (100)	5,815 (100)	4,175 (100)	1,640 (100)
	手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備 (第3条違反)	5,964	4,183	1,781	5,322	3,826	1,496	4,806	3,555
書類不保存等 (第5条違反)		778	520	258	649	448	201	629	457	172
虚偽報告等 (第9条第1項違反)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		6,742	4,703	2,039	5,971	4,274	1,697	5,435	4,012	1,423
合 計	13,561	9,558	4,003	11,749	8,396	3,353	11,250	8,187	3,063	

#### 4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成30年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者321名から、下請事業者1万172名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額6億7068万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては、①下請代金の支払遅延事件において、親事業者は遅延利息等として総額4億2288万円を下請事業者に支払い、②下請代金の減額事件において、親事業者は総額1億8367万円を下請事業者に返還し、③有償支給原材料等の対価の早期決済事件において、親事業者は総額2088万円の負担分を下請事業者に支払い、④返品事件において、親事業者は下請事業者から総額1911万円相当の商品を引き取った（第4表及び第2図参照）。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数(注2)	返還等を受けた下請事業者数(注2)	返還等の金額(注1) (原状回復額)
支払遅延	30年度	165名	4,901名	4億2288万円
	29年度	138名	3,015名	1億9675万円
	28年度	144名	2,076名	6958万円
	27年度	124名	2,857名	3億2691万円
	26年度	91名	1,783名	6299万円
減額	30年度	120名	4,593名	1億8367万円
	29年度	140名	7,659名	16億7800万円
	28年度	131名	4,060名	18億4452万円
	27年度	93名	4,405名	7億7050万円
	26年度	108名	2,253名	4億499万円
有償支給原材料等の対価の早期決済	30年度	9名	95名	2088万円
	29年度	4名	19名	168万円
	28年度	5名	24名	58万円
	27年度	1名	1名	18万円
	26年度	2名	15名	0万円
返品	30年度	7名	59名	1911万円
	29年度	11名	107名	360万円
	28年度	2名	17名	3億3957万円
	27年度	7名	161名	1億7896万円
	26年度	3名	65名	2億2830万円
不当な経済上の利益の提供要請	30年度	7名	346名	1750万円
	29年度	8名	47名	633万円
	28年度	8名	98名	2190万円
	27年度	4名	123名	3078万円
	26年度	2名	7名	65万円
買ったたき	30年度	3名	14名	244万円
	29年度	1名	1名	289万円
	28年度	1名	10名	8411万円
	27年度	2名	2名	38万円
	26年度	1名	2名	657万円
購入等強制	30年度	5名	152名	225万円
	29年度	2名	10名	6万円
	28年度	7名	221名	2359万円
	27年度	1名	199名	25万円
	26年度	—	—	—

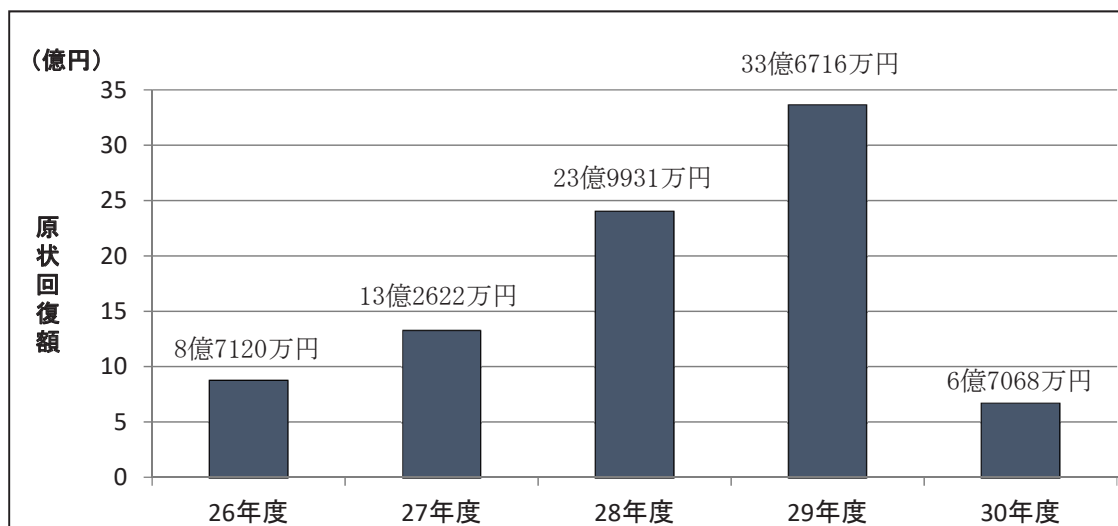
違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数(注2)	返還等を受けた下請事業者数(注2)	返還等の金額(注1) (原状回復額)
受領拒否	30年度	1名	1名	162万円
	29年度	3名	162名	14億7624万円
	28年度	—	—	—
	27年度	1名	4名	71万円
	26年度	1名	16名	1億6725万円
やり直し等	30年度	2名	3名	24万円
	29年度	—	—	—
	28年度	3名	3名	1498万円
	27年度	2名	4名	1706万円
	26年度	—	—	—
割引困難な手形の交付	30年度	2名	8名	5万円
	29年度	1名	5名	158万円
	28年度	1名	5名	44万円
	27年度	1名	4名	44万円
	26年度	1名	1名	41万円
合計	30年度	321名	10,172名	6億7068万円
	29年度	308名	11,025名	33億6716万円
	28年度	302名	6,514名	23億9931万円
	27年度	236名	7,760名	13億2622万円
	26年度	209名	4,142名	8億7120万円

(注1) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。また、平成26年度における有償支給原材料等の対価の早期決済については、返還金額が1万円未満のため、「0万円」としている。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「—」で示した。

第2図 原状回復の状況



## 5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については、後記リンク先を参照）。

平成30年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は73件であった（第5表参照）。また、同年度に処理した自発的な申出は71件であった。平成30年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者804名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1億843万円相当の原状回復が行われた（注）。

[https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)

（注）前記 4 記載の金額に含まれている。

第5表 自発的な申出の件数

（単位：件）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
47	52	61	47	73



## 6 勧告事件及び主な指導事件

平成30年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

### (1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
業務用厨房機器の製造業 (30. 4. 26勧告)	<p>マル厨工業㈱は、自社が㈱マルゼン（マル厨工業㈱に全額出資する同社の親会社）から製造を請け負う業務用厨房機器の部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからエまでの行為により、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 平成28年11月から平成29年12月までの間、「事務手数料及び金利」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。</p> <p>イ 平成28年11月から平成29年12月までの間、「協賛割戻金」を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>ウ 前記アの「事務手数料及び金利」を㈱マルゼンの指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料を支払わせていた。</p> <p>エ 平成28年11月から平成30年2月までの間、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、下請代金の額から㈱マルゼンが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者20名に対し、総額1680万6142円である。</p>	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
鋼材及び建材の卸売業等 (30. 6. 15勧告)	<p>小野建㈱は、建設業者等から請け負う鋼材及び建材の製造を下請事業者に委託しているところ、平成27年8月から平成29年5月までの間、下請事業者に対し、次のア又はイの行為により、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「割引利息」を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>イ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者1,368名に対し、総額3641万4345円である。</p>	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
<p>食料品等の卸売業等 (30. 8. 29勧告)</p>	<p>全日本食品㈱は、小売業者に販売する食料品等の製造及び小売業者から請け負うチラシ等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからコまでの行為により、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 平成28年5月から平成29年9月までの間、「年契基本」を支払わせていた。</p> <p>イ 平成28年5月から平成29年11月までの間、「発注オンライン料」を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>ウ 平成28年5月から同年12月までの間、「基本（商品）」を支払わせていた。</p> <p>エ 平成28年6月から同年11月までの間、「販促 スポット条件」を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>オ 平成28年8月から平成29年4月までの間、「決算協力金」を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>カ 平成28年8月から平成29年4月までの間、「販売奨励金」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。</p> <p>キ 平成28年6月から平成29年3月までの間、「厳選POP代」を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>ク 平成28年5月から平成29年7月までの間、「西四国業務用惣菜レポート」を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>ケ 平成28年5月から平成29年7月までの間、「西四国アイスレポート」を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>コ 前記アの「年契基本」、前記ウの「基本（商品）」又は前記カの「販売奨励金」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払った際に、振込手数料を支払っていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者21名に対し、総額1290万2475円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。</p>	<p>第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p>
<p>住宅内装金物、家具金物等の製造業 (30. 10. 17勧告)</p>	<p>磯川産業㈱は、住宅内装金物、家具金物等の製造業者等から製造を請け負う住宅内装金物等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからウまでの行為により、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 平成29年5月から平成30年5月までの間、「金利相当額」を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>イ 平成29年5月から平成30年5月までの間、「仕入値引」を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>ウ 平成29年5月から平成30年4月までの間、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者33名に対し、総額1113万1440円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。</p>	<p>第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p>

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
キャラクター商品の企画、製造販売業等 (30. 12. 12勧告)	<p>㈱サンリオは、消費者及び小売業者に販売するキャラクター商品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>① 返品            下請事業者から商品を受領した後、平成28年6月から平成29年11月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、受領後6か月を経過した商品を引き取らせていた。</p> <p>② 不当な経済上の利益の提供要請            下請事業者に対し、平成28年7月から平成30年8月までの間、納品する商品と同一の商品をサンプルとして無償で提供させることにより、当該下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者14名に対し、1067万5727円及び4317.10ドル（参考：それぞれの違反行為時点のレートで円換算すると50万2434円）であり、同社は勧告前に返品した商品を再び引き取るなどして、その下請代金相当額を支払っている。また、無償で提供させていた商品の対価は、下請事業者175名に対し、574万3335円及び9970.08ドル（参考：それぞれの違反行為時点のレートで円換算すると118万3435円）であり、同社は勧告前に提供させていた商品の対価を支払っている。</p>	①第4条第1項第4号（返品の禁止） ②第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
婦人服等の製造販売業 (31. 1. 23勧告)	<p>アイア㈱は、消費者及び小売業者に販売する婦人服又は婦人服飾品雑貨、当該婦人服の原材料たる生地等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のア及びイの行為により、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 平成29年5月から平成30年5月までの間、「縫製会費」等を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>イ 平成29年5月から平成30年5月までの間、「歩引き」を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者53名に対し、総額1057万3048円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。</p>	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
畜肉加工品、弁当、調味料等の製造販売業等 (31. 2. 21勧告)	<p>㈱柿安本店は、消費者等に販売する畜肉加工品、畜肉加工品の附属品である包装用品、弁当の原材料たる畜肉等及び調味料の製造を下請事業者に委託しているところ、平成29年5月から平成30年4月までの間、下請事業者に対し、「販売協力金」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者5名に対し、総額1515万8869円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。</p>	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

(2) 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
封筒の印刷を下請事業者に委託しているA社は、自社の倉庫に空きがなく受領態勢が整っていないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)
配送業務を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。	第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)
自動車の内装品の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、「価格協力費」と称して、一定額を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
衛生材料の製造を下請事業者に委託しているD社は、取引先の都合により不要となったことを理由に、当該衛生材料を下請事業者に戻していた。	第4条第1項第4号 (返品物の禁止)
水路保守業務を下請事業者に委託しているE社は、単価改定の際、自社の予算単価を基準として、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に単価を定めることにより、下請代金の額を定めていた。	第4条第1項第5号 (買いたたきの禁止)
ウェブサイト用のコンテンツ制作を下請事業者に委託しているF社は、発注担当者等を通じて、下請事業者に対し、自社が主催するゴルフ大会の観戦チケットを購入させていた。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)
生洋菓子の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で当該菓子の原材料を支給しているが、原材料の未使用分について、僅かであることを理由に、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。	第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)
段ボールの製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日(繊維業以外の業種において認められる手形期間)を超える手形(155日)を交付していた。	第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付の禁止)
酒類パッケージの製造を下請事業者に委託しているI社は、自社で行う催事のため、下請事業者に対し、「協賛金」として一定額を提供させていた。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
自動車及び農業機械の修理を下請事業者に委託しているJ社は、顧客からのクレーム等があったことを理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由なくやり直しをさせたにもかかわらず、新たに生じた費用を負担していなかった。	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)

## 第3 下請法の普及・啓発

下請法の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、公正取引委員会は、次のとおり各種の施策を実施し、違反行為の未然防止を図っている。

### 1 下請法等に係る講習会

#### (1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成30年度においては、58回の講習会を実施した。

#### (2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施している。

平成30年度においては、47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県32会場）で実施した。

#### (3) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として、勧告事例等の説明、事例研究等を内容とする「応用講習会」を実施している。

平成30年度においては、12回（うち3回は卸・小売業者向け）の講習会を実施した。

### 2 下請法に係る相談

#### (1) 下請法に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法に係る相談を受け付けている。

平成30年度においては、8,518件に対応した。

#### (2) 中小事業者のための移動相談会（再掲）

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成30年度においては、27か所で実施した。

### (3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、相談を受け付けている。

平成30年度においては、全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ27回講師を派遣するとともに、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

## 3 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法に係る相談に応じるとともに、下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成30年度においては、事業者団体等へ40回講師を派遣した。

## 4 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買ったたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

平成30年度においては、親事業者約21万名及び関係事業者団体約1,000団体に対し、11月27日に要請を実施した。

## 5 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成30年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成30年度においては、5月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行うとともに、その概要を公表した（「平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」〔令和元年5月29日公表〕の別紙4「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見」）。

## 6 働き方改革関連の事例集

公正取引委員会は、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（議長：内閣官房副長官（参））に参画しているところ、その議論も踏まえつつ、中小企業等の取引条件の改善等に向け、引き続き下請法の積極的な運用を進めている。

平成30年5月31日に、働き方改革と関連する下請法等違反のおそれのある事例を取りまとめた事例集を公表した。